

2015年6月26日

全国労働組合総連合

全労連 憲法闘争ニュース 速報版

No.11

<http://www.zenroren.gr.jp/jp/> TEL 03-5842-5610 FAX 03-5842-5620

*「憲法違反の法案を通すために、*

*議会制民主主義違反の会期延長なんて*

*許せない！」*

6・24中央行動は、国会も、全国各地も、列島騒然・世論沸騰･民意のうねり

　「国民春闘共闘　6・24全国統一行動」は、95日間という史上最大の大幅延長を強行した安倍政権への怒りがあふれるなか、全国各地でとりくまれました。様々な団体も、様々なテーマで立ち上がっています。列島騒然となった6月24日の様子をまとめてみました。

とめよう戦争法、集まろう国会へ。6・24国会包囲行動は３万人が参加して、６月14日（日）の規模を大きく超える大集会となりました。主催は総がかり行動実行委員会。

戦争法案反対･国会前座り込み行動最終日が24日取り組まれ、延べ1500人以上が参加、朝、昼、午後の3回の集会で盛り上がりました。15日から通算8日目の行動でした。主催は総がかり行動実行委員会。

軍事費を削って、くらしと福祉･教育の充実を」6・24昼休み定例国会行動が国民大運動実行委員会、中央社保協などによって取り組まれました。

１０００円の最低賃金実現総行動では24日、全労連、国民春闘共闘委員会などによって、会期延長で戦争法案や派遣法改悪案の強行ねらう安倍政権を批判し、省庁交渉、国会請願デモ、議員要請を展開しました。

農民連全国代表者会議が24日開催され、TPP合意や農協解体法案許さず、戦争法案阻止のたたかいと合流する意思統一をしました。

安保破棄中央実行委員会院内集会では戦争法案反対などの署名8万余を提出、戦争法案は廃案に、沖縄新基地建設の暴挙を中止させる運動の推進を改めて決意しあいました。沖縄県労連の代表、全労連代表がそれぞれ発言し、活動報告しました。

立憲デモクラシーの会は、国会内で24日記者会見し、戦争法案の撤回を求める声明を発表しました。会見には、樋口陽一東京大学名誉教授、山口二郎法政大学教授、長谷部恭男早稲田大学教授、小林節慶応大学名誉教授、千葉真国際基督教大学教授、小森陽一東京大学教授らが参加しました。「（合憲派との）論争としてはわれわれが勝っている。公開討論で学術的に決着させよう」との発言も。

安保関連法案（戦争法案）に反対し、そのすみやかな廃案を求める研究団体共同アピールが、医療、哲学、歴史、法学、教育、地学などの14研究団体による共同アピールが24日発表されました。また「安全保障関連法案に反対する学者の会」には6700人以上の学者が賛同しています。

ＳＥＡＬＤｓ（シールズ。自由と民主主義のための学生緊急行動）が24日、国会内で記者会見。「法案をとめるため本気」「未来のための声をあげる。戦争立法に反対」などと発言しました。

地方議会の意見書採択が急速に進んでいます。長野県では36議会（全県の議会の46％）を始め、三重県、高知県、福岡県では7議会が、北海道、岩手県、埼玉県では6議会が戦争法案廃案、戦争法案撤回、戦争法案は慎重審議をなどの意見書が採択されています。6月議会会期末に向け、日々増えています。青森県新郷村、同佐井村、長野県蓑輪町、同上松町などでは全会一致で採択されています。東京では小金井市で撤回を求める意見書が採択されました。

各地の弁護士会が奮闘仙台弁護士会の27人の歴代会長が22日、連名アピールを発表、24日には13人の歴代会長がそろって街頭宣伝をおこないました。福井県では21人の弁護士が23日、連名でアピールを発表、7月1日の大集会成功を呼びかけています。

県段階で各党そろって宣伝徳島県では、日本共産党、民主党、社民党、新社会党の4党代表が、戦争法案をめぐる政党間の初の共同行動となった徳島駅前での「戦争法案反対4党共同行動」を23日行いました。岡山県では岡山駅前で22日、日本共産党、民主党、社民党がそろって宣伝行動をおこなっています。

2015年6月22日の衆議院安保法制特別委員会参考人質疑

元法制局長官二人が戦争法案を批判

宮崎氏「黒を白と言いくるめるもの」

阪田氏「到底、従来の枠内とは言えない」

戦争法案を審議している衆院安保法制特別委員会は6月22日、５人の参考人を迎えて質疑が行われました。宮崎礼壹（れいいち）、阪田雅裕両元内閣法制局長官、小林節慶応大学名誉教授が法案について「違憲」あるいは「従来の政府見解の範囲内とはいえない」と主張しました。内閣の憲法解釈の中心を担ってきた元法制局長官からも「違憲」宣告を突きつけられました。

小林氏は法案を「この戦争法案は、憲法に違反し、政策としても愚かであり、廃案にすべきである」と結論を明確に述べました。憲法には９条の２項もあり、７６条の２項もあり、軍隊の保持と交戦権の行使が明文で禁じられ、軍法会議も持てない。安倍首相が「従来の憲法解釈に固執するのは責任放棄だ」と述べたのに対し、解釈で憲法を踏み越えて行うことは、「法の支配に対する人治主義、中世の独裁政治に向かう宣言に等しい」と批判しました。

　阪田氏は昨年の閣議決定について「解釈の変更がなぜ必要なのか、いったい何がどのように変わったのかは理解できない」と疑問を提起。また「（集団的自衛権を）行使することは、進んで戦争に参加することですから、つまり敵となる相手国に我が国領土を攻撃する大義名分を与えるということでもあるわけですから、国民を守るというより、進んで国民を危険にさらす結果しかもたらさない。もし十分な理由、根拠が示せないなら解釈変更は許されない。立憲主義の観点から当然のこと」と批判しました。さらに「本当に集団的自衛権が限定されているか」として、ホルムズ海峡の機雷封鎖をはじめ「中東有事にまで出番があるとすると、到底従来の枠内とはいえない」として法案に対する強い違憲の疑いを示しました。

宮崎氏は、集団的自衛権の行使が憲法９条のもとで許されないという見解の積み上げは４０数年に達し、これを覆す法案を国会に提出するのは「法的安定性を政府自ら破壊するものだ」と批判。集団的自衛権を禁じた１９７２年政府見解にある「外国の武力攻撃」を「（日本以外の）外国に対する武力攻撃」を含むと強弁するのは「黒を白と言いくるめるもの」と糾弾しました。また「政府は『自国を守るための集団的自衛権は合憲』としているが、攻撃を受けていないのに自国防衛と称して武力行使するのは違法な先制攻撃だ」と指摘。「速やかに撤回すべきだ」と求めました。

「まだ国民に浸透していない」と与党推薦の森本氏

一方、自民、公明両党の与党推薦は憲法学者の西修・駒沢大名誉教授と元防衛相の森本敏（さとし）拓殖大特任教授の二人。西氏は「戦争法案ではなく戦争抑止法案である。憲法上、自衛権の行使は全く否定されていない。集団的自衛権行使の目的は抑止効果だ」と主張。安保法案は集団的自衛権行使を限定的に容認するもので「明白に憲法の許容範囲」と明言しました。森本氏は「多国間の安全保障に参加するには、今の法制度では必ずしも十分ではない。（安保法案は）極めて重要な意味と役割がある」と指摘。しかし「必ずしもまだ国民に浸透していない」と「課題」も挙げ「政府は分かりやすく説明する必要がある」と強調しました。

「油が入りにくくなった、そんな話まで入るとそれは満州事変の時と同じになる」と、阪田氏

　公明党の遠山清彦議員が、「新三要件ですが、他国に対する武力攻撃が発生をした、これによって我が国の存立が脅かされ、我が国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険のある場合として、現行憲法のもとで日本がとり得る自衛の措置の限界を明らかにしたものだ。私はこれは今までの政府の憲法解釈と理論的整合性があると思っていますが、阪田参考人のご意見をお聞きしたい」との質問に、阪田氏は、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される、これはずっと、我が国が武力攻撃を受けたときの状態を指して使ってきた言葉なんです。また我が国自身が武力攻撃を受けない限り、そんなことは起こり得ない。ですからそこをはっきりさせていただきたいと思うのです。油が入りにくくなった、備蓄が少なくなった、そんな話まで入るんだというのなら、それは満州事変の時の自衛と同じことになってしまうわけですから。」と答弁しました。

世論の変化について問われた小林氏「たえられなくて外へ出てきた人がたくさんいる」

　日本共産党の赤嶺政賢議員ははじめに、「6月4日の憲法審査会で3人の憲法学者が憲法に違反すると述べられ、それを契機に自衛隊の違憲性をめぐる立場の違いを超えて反対の声が広がっているが、この世論の変化についてどのようにお考えか」と小林参考人に質問。

小林氏は、「私の生活感覚でいきますと異常なことが起きています。宅配のおじさんやタクシーの運転手から声をかけられ、町を歩いていると高齢の女性から握手を求められたり、色紙を書いてくれと頼まれたり、など異常なことが起きている。そしてもう耐えられなくて外へ出てきた人がたくさんいる。そうなんだなという感じがしています」と世論の大きな変化について話されました。

「交戦権との関係で、必要最小限度というのは一体何なのだろうか」阪田氏は懸念表明

　また赤嶺氏は、安倍内閣による今回の憲法解釈の変更が従来の政府の論理からは説明がつかないものだと指摘し、宮崎氏と阪田氏にそのような理解でいいかと質問しました。

宮崎氏は、「ご指摘の通りだ」と表明し、阪田氏は、憲法が交戦権を否認しているため「必要最小限度」の反撃しか認めてこなかったとした上で、「今回、もし集団的自衛権が、限定的であるとしても行使するとした場合に、そもそもそれは外国に行って戦うということを意味するわけですから、この交戦権との関係で、必要最小限度というのは一体何なんだろうと。武力攻撃事態法を見ますと、いわゆる存立危機事態で、政府は速やかに終結させなければならないというようなことになっているわけです。これを速やかに終結させるということは、つまりは戦争に勝っちゃうということでしかないわけで、そのためには最大限の実力行使を恐らくしなければならないんじゃないかと思いますので、今回の自衛の措置の発動要件の第三要件にも必要最小限度と書かれているんですけれども、それは一体何のための必要最小限度なんだろうと、首をかしげるところもあります」と述べ、憲法の規範性がなくなることに懸念を示しました。

　さらに赤嶺氏は、自国の「武器等防護」の規定を、戦争法案で米軍等にまで拡大して適用する点について質問しました。宮崎氏は、政府が同規定を「受動的・限定的」と説明してきたのは、武器等の破壊を事前に回避し、追撃や報復はしないとしてきたためだと指摘。米軍に事前の回避義務や報復禁止などの条件を課さなければ「容易に違憲の武力行使に至る恐れがある」と強調しました。